

topics

新規就農者紹介



松嶋哲生さん

松嶋哲生さんは、サラリーマン生活を経て、栃木市の農家でいら栽培の技術を習得し、昨年、下野市柴の農地を借りていら栽培を始めました。

松嶋さんは現在、11棟のハウスでいらを専門に栽培しています。



就農した動機は野菜作りが好きで独立して経営をしたかったからだそうです。

就農してまだ間もないため、作業スケジュールが固まらないことが今一番苦労している点で、日々試行錯誤していますとのこと。でも、自分の作ったいらを食べてもらって美味しいと言ってもらえたことが就農して一番よかったと思うことです。と答えてくれました。今も、ニューファーマーズカレッジなど農業振興事務所主催の研修に参加し日々栽培技術を磨いています。将来は栽培面積を増やしていけたらと話してくれました。



農業委員会運営委員会開催

第2回下野市農業委員会運営委員会を2月25日に開催し、全国農業会議から依頼があった「農業委員会の改革に向けた組織討議と意見の集約について」の討議検討を行いました。

運営委員会では、委員会総会の会議運営、提案、議案の方針、緊急に検討を要する委員会の方針、また、委員会が行う建議、要望等などについて協議検討を行っています。

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。

●対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

●記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額のみをまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

●帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

●帳簿書類の保存期間

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

問合せ先 栃木税務署
TEL:0282-22-0885